

(案)

カラープリンタ賃貸借及び保守業務（道路建設課・公園建設課）契約書

那覇市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、カラープリンタの賃貸借及び保守業務に関して、次のとおり契約を締結する。

この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条の規定による長期継続契約である。

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、乙が甲にカラープリンタ（以下「機器」という。）を賃貸し、甲の業務遂行上支障が生じないよう常時正常な状態で稼動するよう保守管理を行い、甲の使用に供することを目的とする。

（契約の期間）

第 2 条 契約期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までとする。

（機器及び設置場所）

第 3 条 機器及び設置場所は、別表 1 のとおりとする。

（賃貸借料金）

第 4 条 機器の賃貸借料金は、別表 2 のとおりとする。

（契約保証金）

第 5 条 甲は、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 30 条第 1 項第 10 号に基づき、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（賃貸借料金の請求）

第 6 条 乙は、毎月末に賃貸借料金を算出し、その総額に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を甲に請求するものとする。この場合、1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(賃貸借料金の支払)

第7条 甲は、乙から前条の規定による請求を受けたときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に当該請求額を乙に支払うものとする。

2 契約開始又は終了時において、機器の使用期間が1月に満たない場合は、使用した日数に応じて日割りで賃貸借料金を算出するものとする。

3 甲は、自己の責に帰すべき理由により第1項の規定による支払を遅延したときは、乙に対し、支払期日の翌日から支払日まで、その請求額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。

(履行不能)

第8条 乙は、自己の責に帰すべからざる理由により本契約を履行できないときは、その理由を速やかに甲に対し通知しなければならない。

(機器の保守)

第9条 乙は、甲が機器を常時正常な状態で使用できるよう、必要に応じて、乙の職員又は乙の指定する者（以下これらの者を「技術員」という。）を派遣して点検及び整備を行うものとする。

2 機器に障害、故障等が発生したときは、甲の要請により、乙は速やかに技術員を派遣して修理し、当該機器を正常な状態に回復させなければならない。

3 前項に規定する障害、故障等への対応を行う時間は、原則として平日午前8時半から午後5時までとする。ただし、緊急時においては、双方協議の上、可能な範囲内での保守対応を検討することとする。

4 機器の修理及び取付工事に要する一切の費用は、次に掲げる場合を除き乙の負担とする。

- (1) 甲の故意または取扱い上の重大な過失による場合
- (2) 乙の指定したもの以外による改造、修理及び分解を行った場合
- (3) 乙の供給する消耗品、部品以外のものを使用した場合

(設置場所の変更)

第 10 条 甲は、第 3 条で定めた所定の設置場所を変更する場合は、予め乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合において、機器の移動は、乙が行うものとする。

(保険)

第 11 条 乙は、乙の費用で機器に動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、機器の管理及び保守管理の実施に伴い知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の変更又は解除)

第 14 条 甲は、乙が正当な理由なく本契約に違反したときは、文書をもって通告し、直ちに本契約を解除することができる。

2 本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条に規定する長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、本契約の変更又は解除をすることができる。この場合において、甲は、損害賠償の責めを負わない。

3 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号の暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、本契約を解除することができる。

4 甲又は乙は、天災その他のやむを得ない事由により、本契約を履行することができなくなったときは、本契約を解除することができる。

(瑕疵担保責任)

第 15 条 乙は、納品後 12 月以内に、乙の納入物又は業務に隠れたる瑕疵があることが判明したときは、甲の定める相当の期間内に納入物を無償で他の良品と引き換え、又は補修しなければならない。

(機器及び消耗品の返還)

第 16 条 第 2 条の契約の有効期間が満了し、又は第 14 条の規定による本契約の解除があったときは、甲は、機器及び消耗品を乙に速やかに返還しなければならない。

2 前項の規定による返還にかかる費用は、乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第 17 条 本契約に係る紛争については、沖縄県那覇市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 18 条 本契約に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙協議の上定める。

本契約を証するため、契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自がその 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
 那覇市
 那覇市長 知 念 覚

乙

別表 1

機 器	
設置場所	那覇市都市みらい部道路建設課内
	那覇市都市みらい部公園建設課内

別表 2

賃借料（月額）	9,000 円（税抜）
---------	-------------

※消費税及び地方消費税の額は消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出